



埼労発基 0108 第 2 号
令和 3 年 1 月 8 日

関係団体の長 殿

埼玉労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 12 月 2 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 340 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 193 号）により、ベンジルアルコール及び当該物を含有する製剤その他の物について、譲渡し、又は提供する場合のラベル表示、SDS の交付等を義務付け、また、製造又は取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務付ける改正が行われ、令和 3 年 1 月 1 日より施行されたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象に「ベンジルアルコール」が追加されました

令和3年1月1日以降は、ベンジルアルコールについて**以下が義務**となります。

義務化

- ☑ 譲渡・提供時の【容器等へのラベル表示】
- ☑ 譲渡・提供時の【安全データシート（SDS）の提供】
- ☑ 事業場における【リスクアセスメントの実施】

ベンジルアルコールを含む製品を**販売する**場合は・・・

- ◆ ベンジルアルコールを1%以上含む製品を販売等する場合は、その容器または包装に危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、会社名などを**ラベル表示**するとともに、**安全データシート（SDS）を提供**する必要があります。

※施行日時点で容器に入れ又は包装されている製品については、ラベル表示は令和3年6月30日まで猶予されます。

ベンジルアルコールを含む製品を**使用する**場合は・・・

- ◆ 容器等の**ラベル**に危険有害性を示す**絵表示（GHSマーク）**のついている**製品**については、メーカー等から提供される**安全データシート（SDS）を確認**し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。
- ◆ SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメント**を行い、マスク装着や換気装置の設置など**必要な措置を講じる**よう努めましょう。

<ベンジルアルコールの危険性・有害性と必要な対策>

※該当物質の含有率が裾切値未満のものは対象となりません

| 物質名 | | CAS番号 | 裾切値 | | ラベルに表示すべき絵表示 | |
|------------|---|----------|--------------------|---|--------------|--|
| ベンジルアルコール | | 100-51-6 | ラベル表示 | 1%未満 | | |
| | | | SDS交付 リスクアセスメント | 1%未満 | | |
| 危険性 有害性 | 飲み込むと有害 皮膚に接触すると有害 強い眼刺激 眼気又はめまいのおそれ 中枢神経系、腎臓の障害 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害 | | 必要な 措置 | 容器を密閉しておくこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 取扱後はよく手を洗うこと。 この製品を使用するとき、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。 | | |

【注意！】 ラベル表示等の対象となったことを理由に、ベンジルアルコールから、別の**有害性の不明確な物質に安易に代替化を図ることは、かえってリスクを増大させる場合があります。**

今回追加されたベンジルアルコールは、どのように扱えば安全であるか明らかになっている物質ですので、適切に管理して使用するようしましょう。

